

令和4年5月30日

保護者の皆さまへ

貝塚市教育委員会
教育長 鈴木 司郎
貝塚市立津田小学校
校長 上阪 和功

マスク着用の考え方について

日頃は、本市の教育活動にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

標記について、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、学校園における教育活動において、身体的な距離が十分に確保できる運動場での体育やクラブ活動等の場面を除いては、原則としてマスクを着用するよう子どもたちに指導してまいりました。

このたび、大阪府から発出された通知を受け、熱中症対策及びマスクのない生活への適応を進める観点から、これまでの方針を一部変更し、下記のような場面では、マスクを外すよう積極的に子どもたちに働きかけていきたいと考えています。

なお、今回の方針の変更は、本人および保護者の判断によるマスクの着用を否定するものではありません。

新型コロナウイルス感染症については、現時点での情報をもとに適切に対応することが重要となります。皆さまには、ご心配をおかけしておりますが、感染拡大防止のため、今後とも関係機関と連携して参りますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

- 屋外において、人との距離が確保できる場合
 - ※鬼ごっこなど密にならない外遊び
 - ※運動場や体育館、プールで行う体育の授業
 - ※運動部活動でのマスクの着用は、体育の授業における取扱いに準じる。
(更衣、部活動における集団での飲食時には、状況に応じマスクを着用する。)
- 屋外において、人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合
 - ※屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）
- 登下校
 - ※会話は控えるようにする。
 - ※会話をほとんど行わないが、身体的距離が十分確保できない場合（公共交通機関を利用して登下校する場合等）はマスクを着用する。
- 屋内でも、身体的距離が十分に確保でき、会話をほとんど行わないような場合
 - ※個人で行う読書や調べたり考えたりする学習
- 気温、湿度及び暑さ指数が高い等、熱中症対策が必要な場面
- 幼稚園においては、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。
 - ※マスクを着用する場合は、周囲の大人が子どもの体調に十分注意する。